

ハローワークからのお知らせ

○子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります。
育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、令和3年1月1日から時間単位で取得できるようになります。
(相談窓口) 宮城労働局雇用環境・均等室 (電話:022-299-8844)

○産業雇用安定助成金(仮称)が創設されました。
新型コロナウイルス感染症の影響などにより、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「雇用シェア」(在籍型出向)により雇用維持するための、労働者を送り出す事業主および当該労働者を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行う制度が新設されました。



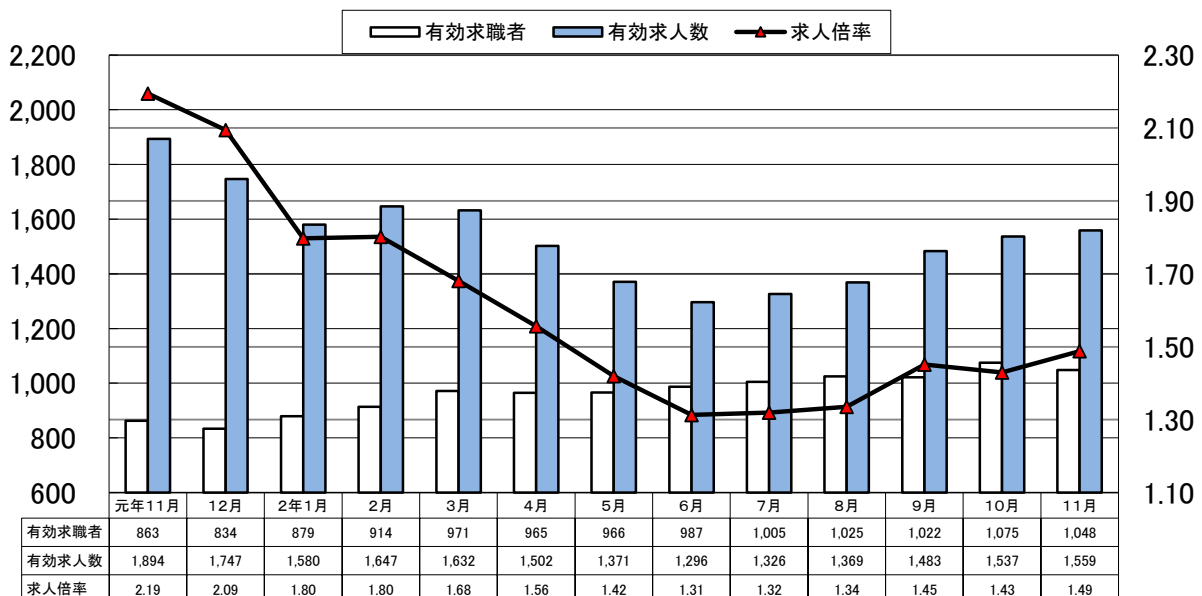
労働市場の動き(11月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



- ◆ 11月の有効求人倍率は1.49倍
- ◆ 月間有効求人数は1,537人、月間有効求職者数は1,075人

- ・新規求人数は575人と、前月に比べ6.5%の増加となり、前年同月比では11.1%の減少となりました。
- ・対前年同月比での減少は18ヶ月連続となっています。
- ・新規求人は主な産業別ではサービス業が71.1%、卸売・小売業で14.0%増加した一方、宿泊業・飲食サービス業が7.9%、生活関連サービス業・娯楽業が7.4%、製造業が23.6%と前年同月比で減少しました。
- ・新規求職申込件数は182人と、前月に比べ42.3%増加し、前年同月比では5.2%増加しました。
- ・このため、11月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,559人に対し、月間有効求職者数1,048人で、有効求人倍率は、1.49倍となり、先月より0.06ポイント上昇しました。



子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！

(施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

<改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得**できる

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
 - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

就業規則の規定例（子の看護休暇の場合） ※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



<労使協定を締結する際の注意点>

☞ 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。

詳細は、ホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※ 労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮をお願いします。



<両立支援等助成金について>

時間単位で利用できる**有給**の子の看護休暇制度や介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなど要件を満たした事業主には、**両立支援等助成金が支給されます。**

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

(URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



育児・介護休業法や両立支援等助成金に関するお問い合わせは、
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		



雇用の動き(11月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	182	▲ 29.7	▲ 5.2
	うち45歳以上	98	▲ 17.6	6.5
	有効求職者数	1,048	▲ 2.5	21.4
	うち45歳以上	589	▲ 1.7	26.7
求人関係	新規求人数	575	6.5	▲ 11.1
	うち常用	541	9.3	▲ 12.9
	有効求人数	1,559	1.4	▲ 17.7
	うち常用	1,437	1.4	▲ 20.0
紹介関係	紹介件数	200	▲ 24.0	▲ 20.6
	うち常用	181	▲ 26.1	▲ 22.3
就職関係	就職件数	88	4.8	▲ 12.9
	うち常用	81	22.7	▲ 14.7

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	189	11.8	▲ 28.4
	資格喪失者数	162	▲ 29.6	▲ 7.4
	月末現在被保険者数	17,679	0.2	▲ 1.3

